

令和6年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月9日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議席の一部変更について
- 日程第 6 行政報告
 - 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
 - 報告第 5号 令和5年度氷川町健全化判断比率等の報告について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
令和6年度氷川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第33号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 9 議案第34号 氷川町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第37号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第38号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第 1号 令和5年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第39号 令和5年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第20 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである（11名）。

1 番 飯 田 健 二
3 番 木 下 厚
5 番 長 尾 憲二郎
8 番 三 浦 賢 治
1 0 番 片 山 裕 治
1 2 番 米 村 洋

2 番 西 尾 正 剛
4 番 吉 川 義 雄
7 番 上 田 俊 孝
9 番 上 田 健 一
1 1 番 清 田 一 敏

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）。

6 番 松 田 達 之

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番吉川義雄君、5番長尾憲二郎君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月12日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期を本日から9月12日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6番松田達之議員から、本定例会に対して入院治療中のため出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

次に、清田一敏副議長から令和6年8月30日付で、副議長の辞職願が提出されました。

閉会中に辞職願が提出されたことから、地方自治法第108条の規定に基づき、令和6年9月9日に辞職許可の通知を本人に手渡し辞職が決定しましたので、会議規則第98条第3項の規定によって報告します。

次に、令和6年8月22日、産業建設厚生常任委員会が開催され、上田俊孝委員長から辞任の申出があり、会議規則第12の規定によって委員会の許可を得て、同日西尾正剛委員が委員長に互選されましたので報告します。

次に、例月現金出納検査、備品監査及び補助金等交付団体監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

今回受理した請願陳情等は、お手元に配付しました請願陳情等一覧表のとおりです。2件とも資料を配付します。

次に、令和6年7月23日熊本県町村議会議長会、令和6年度町村議会常任委員長及び議会運営員長研修会がオンラインで開催され、長尾憲二郎委員長、上田俊孝委員長が出席しましたので報告します。

次に、令和6年8月8日から9日まで及び8月19日から21日まで、滋賀県全国市町村国際文化研修所において、飯田健二議員が自主研修として受講しましたので報告します。

次に、八代広域行政事務組合令和6年7月臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 副議長の選挙について

○議長(米村 洋君) これより議会構成を行いますので、執行部の皆さんは退場され、待機をお願いいたします。

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に上田俊孝君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました上田俊孝君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上田俊孝君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された上田俊孝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長当選承諾並びに挨拶をお願いいたします。上田俊孝副議長、ご登壇ください。

○7番(上田俊孝君) 皆さん、改めましておはようございます。

まずは、清田副議長の職務、1年間大変お疲れさまでした。

では、本日は副議長の選任に当たり、満場一致でご承認頂きいただき、米村議長並びに議員各位様、誠にありがとうございました。

私も議員歴4期15年の経験を生かし、町民の幸せとは何かを考え、藤本町政を米村議長とともに支えていきたいと思っております。

今後におきましても、皆さまのご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、副議長の就任挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

-----○-----

日程第 5 議席の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。上田俊孝副議長の議席を11番に、清田一敏君の議席を7番にそれぞれ変更します。移動は、定例会終了後に行いたいと思います。

執行部の入場を許しますので、しばらく休憩いたします。

-----○-----

午前10時08分

午前10時10分

-----○-----

日程第 6 行政報告

報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 5号 令和5年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第33号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 9 議案第34号 氷川町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第35号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第36号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第37号 令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第38号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第14 認定第 1号 令和5年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 2号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 3号 令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 4号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第39号 令和5年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第19 議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第20 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから日程第20、同意第3号、氷川町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 皆さま、おはようございます。

二十四節季一つ白露を迎えましたものの、まだまだ暑い日が続いております。どうぞ、お体には十分気をつけられてご活躍を頂きますようご祈念申し上げます。

本日は、令和6年第4回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方には公私ともにお忙しい中、お繰り合わせご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の推進にあたりまして、格段のご理解とご協力を頂いておりまして、お陰をもちまして各種事務、事業も概ね順調に進捗をいたしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

ただいま、副議長選挙におきまして、上田俊孝議員が副議長に就任をされました。どうぞ、その職責をしっかりと全うしていただきますよう、お願い申し上げたいというふうに思っております。

また、清田前副議長には、1年間本当にお世話になりました。あらゆる町政の議会に副議長としてご支援を頂きました、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

先月29日に大型台風10号が直撃をいたしました。ただ、住家及び農作物等への大きな被害もなく、通過をいたしました。安堵いたしましたところでもあります。ただ、避難所から一時帰宅をされました高齢の女性の方が転倒し骨折をされました。また、松田議員も台風に乗った作業中に、手首を骨折されたというふうに報告を受けておりまして、大変心配をしているところでもあります。心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い回復を祈っているところでございます。なお、これから本格的な台風のシーズンを迎えます。常に緊張感を持って、対応してまいりたいというふうに思っているところでありますし、大きな災害が起きないことを願っております。

氷川町の可燃ごみの処理につきましては、今年の4月から八代市環境センターで事務委託により処理をいたしております。町民の皆さま方のご理解とご協力、それから関係者の皆さま方のご尽力によりまして、円滑に処理がされておりまして、安心をしておりますし、感謝をしているところであります。なお、ごみの減量化につきましては、リサイクルの推進とともに、今後とも推進をしてまいりますので、どうぞ皆さん方からもさらなるご支援を頂きますようよろしくお願いをいたします。

去る7月24、25日に議員の皆様とともに政府要望にまいりました。農林水産省、国土交通省、環境省、それから県選出の国会議員の先生方に直接訪問をし、氷川町の課題及び将来の展望に関する支援について訴えたところでもあります。一部にはその効果があらわれているところもありまして、本当にうれしく思っております。今後とも、しっかり進めてまいりたいというふうに思います。

去る、7月29日に納涼祭流し踊りが盛況に開催をされました。また8月24日には地蔵まつりが開催をされております。造り物及び花火が打ち上げられまして、大勢の観客でにぎわってございました。

コロナ前の状況に戻ってきたのかなあというふうに思っております。

去る8月27日と9月1日に台湾に向けた吉野梨5キロ箱1,300箱が輸出をされております。来る9月17日の中秋節を目途に台北市並びに高雄市で販売されるというふうに聞いておりました、吉野梨の名声をまた大きく世界に広めてくれるものというふうに期待をいたしております。

さて、令和6年度も早いもので5カ月を経過いたしました、主な事業の進捗状況を報告させていただきます。

まず、氷川警察署跡地の解体工事につきましては、県内初でありますプロポーザル方式により業者を選定し、今月5日に仮契約を締結したところであります、本契約に向けまして、本定例会最終日に契約締結に向けた議案を提案する予定といたしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

旧国道2号線道路拡幅改良工事につきましては、ブロック積み工を現在施工しております。11月末の竣工を目指しております。

竜北地区湛水防除事業につきましては、排水機場本体の建屋工事に着手をしております。併せまして、ポンプ等の設備につきましては、既に発注済みであり、それぞれの工場で製作中であります。

1号導水路改修につきましては、10月から工事が再開される予定でございます。

不知火干拓再整備事業につきましては、現在測量設計業務を実施しております。年度内には用水路パイプラインの一部を施工する予定といたしております。

砂川排水機場更新事業につきましては、現在下部工事を施工中であります。こちらは、宇城市の管轄でありますけれども、予定どおり工事が進んでいるというふうに報告を受けております。

地区内の用排水路の改修につきましては、笹尾新田地区排水路改修工事が完了しました。現在、島地鹿島地区排水路改修工事につきましては、既に業者に発注を済ませたところであります。

多面的機能支払交付金事業は、30地区で取り組まれておりますが、繰越し分も含め、1億1,000万円の予算規模で農地維持事業及び長寿命化事業が実施をされております。

学校給食共同調理場改修工事につきましては、調理場の内部工事を施工しております。計画どおり、10月から供用開始をいたします。

宮原小学校第1校舎職員室付近の廊下及び第2校舎の廊下の研磨工事につきましては、夏休み期間を活用しまして既に終了いたしております。これで、全ての研磨が完了をいたしました。

商工会プレミアム商品券、とくとく券につきましては、プレミアム率を20パーセントに上げたことによりまして、早々に完売をいたしております、今後、消費の喚起に役立つものというふうに期待をいたしております。

博報堂プロダクツとの協定によります、地域活性化に向けた取組につきましては、7つのタスクホースを編成して、テーマごとに課題解決を目指した研究協議を進めており、実施事項を定め、その具現化を目指してまいります。

自治体DXにつきましても、職員の推進リーダーを中心に事務の効率化と住民サービ

スの向上を目的に推進をいたしておりました、既に実用化されたサービスもありますし、既に活用されております。

ふるさと納税につきましては、8月末現在で1億6,647万2,500円の寄附を頂いております。ただ、昨年の同時期に比べますと1,100万円程度の、減少ということでございまして、これからまたしっかり推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上、令和6年度の主要事業の進捗状況でございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認1件、条例の一部改正及びその他4件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算3件、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、同意1件でございます。

まず、報告第4号は、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、報告第5号は令和5年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について、この後、担当課長に報告をさせます。

承認第6号は、専決処分した令和6年度一般会計補正予算(第2号)について報告し、承認を求めるものでございます。

議案第33号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

議案第34号は、地区公民館施設の継続的な管理及び運営を行うため、氷川町財産の交換、贈与、無償貸与等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、氷川町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、令和6年度氷川町一般会計補正予算(第3号)でありまして、歳入歳出それぞれ3億1,080万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ84億8,345万8,000円とするものであります。歳入の主な項目は、繰入金、繰越金及び町債、歳出の主な事業内容は、総務費、消防費、商工費、地区要望対応土木費及び財政調整基金積立金であります。

議案第37号は、令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出それぞれ3,403万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ16億4,448万円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は返還金及び償還金であります。

議案第38号は、令和6年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ935万円を追加するものでございます。

認定第1号から認定第4号までは、令和5年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものでございます。

議案第39号は、令和5年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして、監査委員の審査意見書を添付し、認定に付すものでございます。

議案第40号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、地方自治

法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

同意第3号は、氷川町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なご決定とご承認を頂きますようお願いを申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） これから、報告第4号から順次、詳細説明を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、令和5年度宮原まちづくり株式会社の経営状況につきまして、別紙のとおりご報告いたします。

1枚ページをめくっていただきますと、令和5年度事業計画書で第22期となります。次の2から3ページに計画が記載されていますので、計画に対する実施状況をご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。中ほどの具体的な活動計画、①イベント事業についてですが、中心市街地において、観光物産協会及び商工会と連携して実施していました。納涼祭や地蔵まつり、花火大会などが開催され、多くの方々の来場でにぎわいました。

特に地蔵まつり花火大会では、役場有志によるおばけ屋敷も設置され、子どもたちの元気な声が響き渡りました。

主催イベントであります、わらしべ市では、12月の2週間の期間を設け開催し、期間中の土曜日の1回、氷川町観光物産協会との連携により、物産展も開催し、町内の物産振興を図ることができました。

2月から開催していますひなまつり展につきましては、九段飾りの500体の迫力あるおひな様を展示するとともに、近くの保育園児が作成したひな人形を、宮原振興局や近隣の商店の店頭にも飾っていただきました。また、期間中にはオカリナや二胡の演奏会を実施し、地域でひな祭り展を盛り上げていただきました。テレビや新聞などでも取上げられたことにより、県外からの来場者も多く見られ、期間中の来場者は前期に比べ約55パーセント増の、約7,000名の方々にご来場頂きました。

資料3ページになります。

②のエコショップ運営事業につきまして、EM発酵液の利用者は、環境学習の一環として町内全小・中学校のほか、八代市の小学校におきましては、毎年の利用と定着、また、町内各地区の地区づくり活動でも活用されており、東網道地区ではEM団子づくりを再開され、地区内の河川の環境保全に利用されています。

④請負指定管理等事業では、八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を受託し、5名の従業員にて作業を行っていましたが、本年3月31日をもってクリーンセンターの業務終了に伴い、請負業務も終了となりました。

また、秋山幸二ギャラリーでは、コロナ感染拡大の防止による、行動自粛等が緩和されたことにより、来館者が増加し、約1,900名の方々にご来館頂きました。

次に、当期の収支につきましてご報告いたします。5ページの損益計算書で説明させていただきます。右側の数字になりますが、上の段より営業収益は2,236万1,150円で、前期に比べ約272万円の減額となりました。

一方、営業費用は売り上げ原価が247万2,110円、販売費及び一般管理費が、右側下の数字になりますが2,203万48円となり、これを合わせまして、2,450万2,158円、これは前期に比べますと、約86万3,000円の減額になります。営業収益及び営業費用の減は、本年3月31日をもってクリーンセンター請負業務が終了したことが主な要因であります。

1番上の営業収益から営業費用を引きました営業利益、下のほうの括弧内になりますが、214万1,008円の損失で、これは前期と比較しますと、昨年もマイナスでしたが、損失額としては約185万7,000円の増額となります。この営業損益が、214万1,008円に営業外収益4万1,285円を加えた税引き前の当期純利益は、下から3行目、209万9,723円のマイナスとなり、税引き後の当期純利益は217万723円の損失となります。

収支の主なものといたしまして7ページをご覧ください。第22期の収支決算書をつけております。

収入ですが、上の段から喫茶と物販販売の売上げで約335万3,000円、まちづくり酒屋管理委託料で399万4,000円、クリーンセンターの請負業務委託料が1,379万9,000円となっています。

支出の主なものは、物産等の仕入れが247万3,000円、社員の人件費で福利厚生費、通勤手当も合計しますと、1,774万6,000円、下のほうのイベント費につきましては、わらしべ市やひな祭り展示などを行い、44万9,907円の支出となっています。

8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。

右から3列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目が当期首残高で946万3,822円、その2つ下、当期純損益金が217万723円で、差引き1番下となりますが、利益剰余金の合計が729万3,099円となっており、純資産合計は1,729万3,099円となっています。以上で、令和5年度宮原まちづくり株式会社の経営報告とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 報告第5号、令和5年度氷川町健全化判断比率等の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度氷川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告するものです。

1ページをご覧ください。令和5年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しています。

この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものです。上段の表中右側の早期健全化基準とは、市町

村の財政規模に応じて政令で定められた基準で、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられています。氷川町の比率ですが、指標の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字がなかったことから、ハイフンで表示をしております。

次の指標の実質公債比率は13.3パーセントです。これは、町の一般会計の支出のうち、地方債借入金の返済額及びこれに準じる、一部事務組合への負担金などにどれだけ充てられているのかを示す比率で、過去3年間の平均値となります。前年の12.5パーセントから0.8ポイント増加しておりますけれども、早期健全化基準の範囲内でございます。増加の主な要因といたしましては、災害復旧等に係る基準財政需要額の減少などによるものでございます。

次の指標の将来負担比率は7.9パーセントです。これは、借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債に当たる額の標準財政規模に対する割合ですが、前年度12.8パーセントから4.9ポイント減少し、早期健全化基準を大きく下回っております。減少の主な要因としましては、過疎対策事業債の現在高は増加したものの、臨時財政対策債などの地方債現在高の減少によるものとでございます。

次に、令和5年度氷川町資金不足比率ですけれども、下水道事業会計において一般会計の実質赤字に相当する資金不足がなかったため、ハイフンで表示をしております。これで、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、承認第6号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月8日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めます。

1ページをご覧ください。専決第6号、令和6年度氷川町一般会計補正予算(第2号)です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,265万6,000円とするものです。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、30目、健康センター費、10節、需用費、修繕料39万6,000円は、健康センター入り口の自動ドアが故障したため装置を取り替えるものです。

10項、清掃費、5目、塵芥処理費、17節、備品購入費59万7,000円は、現在、平日のリサイクル回収を実施している旧氷川警察署が解体予定であり、回収場所を氷川町公民館駐車場に変更するため、リサイクル回収用のプレハブ収納庫を購入するものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、30目、農産加工研修センター費、17節、備品購入費259万3,000円は、味噌を保管している農産加工研修センターのプレハブ冷蔵庫が購入したと交渉したため購入するものでございます。

8ページをご覧ください。

30款、5項商工費、20目、竜北公園費、10節、需用費60万1,000円は、県道155号線から竜北公園への進入路の法面が崩れているため、その修復に係る修繕料

です。

歳入につきましては、90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金を財源としております。

以上が、専決第6号の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。これで、承認第6号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第33号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明します。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

1ページの条例本文をご覧ください。令和7年6月1日に刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮が新たに創設された拘禁刑に統一本化されます。

この条例を制定することにより、法の改正に伴って、改正が必要な五つの条例の一部を改正することができる条例です。

内容としまして、本文第1条から第3条で改正する必要がある五つの条例と改める字句を規定しています。

3ページから8ページは、刑法等の一部改正に伴って改正する必要がある、それぞれの条例の改正か所を新旧対照表でお示ししております。この条例は、令和7年6月1日から施行するものです。

これで、議案第33号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第34号、氷川町の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、地区公民館施設の継続的な管理並びに運営を行うため、地区公民館用地については、地区などが広域的に使用しており、今後も継続して使用していただくものと考えております。

そこで、町所有の地区公民館用地につきましては、認可地縁団体への譲与及び地区への無償貸付けを可能なものとするため、本条例の一部を改正するものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の普通財産の譲与または減額譲渡の項目に、認可地縁団体が公民館、地区館施設の用地として使用し、または管理する普通財産を譲渡する時として、第5号を追加し、第4条の普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けの項目に、地区が公民館、地区館施設の用地に供する時として、第3号を追加するものです。

また、第4条の2につきましては、地方自治法施行例の参照条項が誤っているため、あわせて改正するものでございます。この条例は、公布の日から施行します。ただし、条例による改正後の第4条第3号の規定は、令和7年4月1日から施行します。

これで、議案第34号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第35号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるものです。

2ページ目の新旧対照表をご覧ください。現行の第11条中、アンダーラインの部分になりますが、国民健康保険の被保険者が虚偽の届出を行ったり、資格喪失をした場合などに、被保険者証の返還に応じない場合は過料に処する規定となっております。

改正後は、マイナ保険証に切りかわり、被保険者証がなくなることから、被保険者証の返還に応じない場合の規定を削除するものです。この条例は、12月2日から施行するものです。

これで、議案第35号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第36号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,080万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,345万8,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正です。中小企業利子補給を追加し、期間は令和11年度まで、債務負担行為の限度額は140万円とするものです。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。土木債の限度額を2億5,830万円に変更するものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

13ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、使用料及び賃借料8万6,000円は、氷川堤防沿いの若洲グラウンド付近から下流に向かって設置し、農作物窃盗などの被害を未然に防ぐものです。

15目、企画費、8節、旅費21万2,000円は、八代市、宇城市、上天草市、氷川町で組織する八代海北部沿岸都市地域連携創造会議において、今後の各市町の八代海の課題解決や活動展開に役立てるため、台湾の国際観光港科学技術資料館などの地域振興

に関するものや、湿地などの環境保全に関することなどを視察するもので、研修に伴う随行職員の旅費を計上するものです。

12節、委託料237万6,000円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、町職員が課題解決重点プロジェクトを通じて提案した施策など、実現可能で、最優先で取り組むべき事案を加速度的に推進するため、総務省の地域人材ネットに登録されたアドバイザーを招聘するものです。

18節、負担金補助及び交付金のうち27万円は、先ほどの旅費計上と同じ理由ですが、こちらは会員である町長の旅費等として、八代海北部沿岸都市地域連携創造会議への負担金として計上するものです。

同じく、18節、負担金補助及び交付金100万円は、現在、博報堂プロダクツから派遣していただいている地域活性化企業人が発案提案した事業に要する経費の中で、調査研究事業に要する経費や、ワークショップなどに係る経費の中で、要件に該当する経費に対して助成をするものです。

35目、交通安全対策費、10節、需用費128万7,000円は、各地区の交通安全施設、カーブミラーや防犯灯などですが、こちらの修繕と新村地区の道路改修に係る修繕料として計上しております。

14ページをご覧ください。50目、財政調整基金費、24節、積立金2億円は、地方財政法第7条第1項に基づき、令和5年度歳計剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものです。

85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金87万3,000円は、令和5年度末の積み残し分を積み立てるものです。

10項、徴税費、10目、賦課徴収費、19節、扶助費490万円は、定額減税に伴う調整給付金として、6月補正予算に計上しましたが、国の算定ツールを用いて改めて試算したところ、不足が見込まれるため増額をするものです。

15項、5目、戸籍住民基本台帳費、17節、備品購入費231万円は、当初13節、使用料及び賃借料で戸籍総合システム機器更新に係る経費を予算計上しておりましたが、入札が不調となったため、今回の補正で備品購入費に組替え計上するもので、これに伴い、使用料及び賃借料21万5,000円を減額するものです。

15ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童措置費、17節、職員手当等から、次のページの11節、役務費までの合計92万1,000円は、今年10月の児童手当制度改正に伴い、新たに対象となる高校生などがある世帯に対する周知などの準備事務のため計上するものです。

15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、10節、需用費修繕料182万6,000円は、屋内消火栓用発電機の点検の際、エンジン動作時に冷却水が漏れていることが判明し、オーバーヒートの恐れがあるため、発電機のガスケットを交換するものと、福祉センター南側外壁のガラスブロックのネジ劣化による漏水か所を修繕するものです。

17ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、19節、扶助費20万円は、がん患者アピアランスケアとして、医療用ウィッグなどの

補装具の購入費用の一部を助成するものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の熊本地土地利用型農業競争力強化支援事業補助金220万9,000円は、米、麦などの生産拡大、コスト削減に取り組む地域営農組織の育成支援として、農事組合法人へ機械導入を支援するもので、県2分の1の補助を財源とするものです。

前後しますが、その上のスマート農業普及促進事業補助金33万4,000円は、ただいまの県補助金に対して町から上乘せ補助するものと、農業用ドローンの操縦技能認証取得事業に補助するものです。

25目、農地費、10節、需用費修繕料45万円は、西上宮地区の用水路への転落防止のためのグレーチングを設置するものです。

13節、使用料及び賃借料145万8,000円は、法道寺区、北野津地区、立石地区からの要望に伴い、雑草などが繁茂している排水路浚渫のための機械借上料です。

18ページをご覧ください。30款、5項、商工費、20目、竜北公園費、14節、工事請負費3,100万円は、公園内に小さな子どもが遊べる場が少ないため、幼児用の遊具を設置するものです。

35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、17節、備品購入費35万円は、苔などが発生して滑りやすくなっている道路の維持補修のため、高圧洗浄機を購入するものです。

18節、負担金補助及び交付金45万円は、県道14号線の道路改築事業に伴い、予備設計、詳細設計業務において取付け道路などの設計路線延長により県への負担金を増額するものです。

19ページをご覧ください。10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費1,000万円は、地区から要望があった町道などの修繕料として計上するものです。

12節、委託料50万円は、町道拡幅の要望があったため、町道2か所の道路維持修繕用地測量業務として計上するものです。

14節、工事請負費400万円は、町道鹿島北鹿野線の経年による道路舗装と側溝の劣化を改修するための道路維持補修工事にかかる費用です。

15目、道路新設改良費、12節、委託料1,150万円は、町道吉本本山線ほか道路改良事業の道路線形決定に伴い、面積が増えたことによる測量設計業務委託料450万円の増額と、新たに補償調査業務委託料700万円を計上するものです。

20ページをご覧ください。15項、河川費、5目、河川総務費、13節、使用料及び賃借料39万6,000円は、浜牟田橋公園の利用者が増えてきたため、公園内に仮設トイレを増設するものです。

10目、河川改修費、14節、工事請負費1,500万円は、降雨時に断面浸食により崩壊するなど支障を来している笹尾地区排水路の改修工事にかかる費用です。

20項、下水道費、5目、公共下水道費、27節、繰出金95万4,000円は、下水道事業会計への繰出金です。

25項、住宅費、5目、住宅管理費、10節、委託料155万4,000円は、町営住

宅解体後の宅地払下げを目的に、久保団地の用地測量に係る費用を計上するものです。

21ページをご覧ください。40款、5項消防費、15目、消防施設費、18節、負担金補助及び交付金955万5,000円は、柳の江地区の消火栓移設や堰板設置のほか、南鹿野地区、北鹿野地区、東網道地区、宮園地区への消防施設整備補助金です。

45項、教育費、15項、中学校費、10目、教育振興費の8節、旅費から11節、役務費までの合計20万4,000円は、竜北中学校が県の熊本の学び研究指定校に指定されたことから、それぞれ必要な予算を計上するものです。

22ページをご覧ください。20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、12節、委託料14万5,000円は、宮原歴史資料館敷地内の植栽が伸び過ぎており、周囲に危害を及ぼす恐れがあるため剪定をするものです。

10目、公民館費、10節、需用費修繕料76万6,000円は、文化センター入り口の自動ドアが、故障したため装置を取り替えるものです。

25目、竜北歴史資料館費、10節、需用費修繕料110万円は、資料館の池に設置している井戸ポンプが、故障したためポンプを取り替えるものでございます。

12節、委託料93万8,000円は、資料館敷地内の植栽が伸びてきており、こちらも周囲に被害を及ぼす恐れがあるため、剪定をするものです。続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

8ページをご覧ください。5款、町税、5項、町民税、5目、個人、5節、現年課税分の3,880万円の減額は、国の物価高騰対応重点支援の定額減税による減収分として計上するものです。

40款、5項、5目、5節、地方特例交付金4,178万8,000円は、定額減税で減収する町税分などを補填するため交付されるものです。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金490万円は、定額減税に伴う調整給付金の財源とするものです。

10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金98万9,000円は、児童手当の制度改正に伴う準備事務費の財源とするものです。

70款、県支出金、10項、県補助金、15目、衛生費県補助金、5節、保健衛生費補助金10万円は、がん患者の生活向上事業の財源とするものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金220万9,000円は、歳出の農業振興費に計上しております、同名補助金の財源とするものです。

10ページをご覧ください。15項、委託金、35目、5節、教育費委託金20万円は、竜北中学校の熊本の学び研究指定校事業の財源とするものです。

85款、繰入金、介護保険特別会計繰入金、1,019万5,000円は、令和5年度決算に伴う町費負担分の返還金です。

11ページをご覧ください。10項、基金繰入金、30目、5節、ふるさと氷川応援基金繰入金3,100万円は、竜北公園遊具設置工事の財源とするものです。

95款、諸収入、20款、20項、5目、5節、雑入184万3,000円は、文化協会をはじめ、各種補助金交付団体と、氷川まつりなど、各種イベントの令和5年度事業

実績に伴う町費補助金の返還金です。

99款、5項、町債、20目、土木債の合計3,050万円は、県道14号道路改良事業、町道鹿島北鹿野線道路維持修繕工事、町道吉本本山線ほか道路改良事業、笹尾地区排水路改修事業の財源とするものです。

これで、議案第36号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第37号、令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,403万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,448万円とするものです。

主な歳出をご説明いたします。7ページをお願いします。

35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、22節、償還金利子及び割引料2,384万2,000円、27節、繰出金1,019万5,000円は、令和5年度介護保険特別会計予算の事業実績により、介護給付費及び地域支援事業費分を国、県、支払基金、町へ返還するものです。

6ページへお戻り頂き、歳入は、20款、支払基金交付金、5項支払基金交付金、5目介護給付費交付金、10節、過年度分400万3,000円は、介護給付費交付金事業実績による追加交付分です。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、25目、低所得者保険料軽減繰入金、5節、現年度分493万5,000円の減額は、低所得者保険料軽減負担金の交付決定による減額分です。

同目、10節、過年度分46万6,000円は過年度分実績報告による追加交付分です。

45款、5項、5目、5節、繰越金3,450万3,000円は、説明いたしました歳出、35款、諸支出金の返還金費等となります。

以上で、議案第37号令和6年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第38号、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入及び支出にそれぞれ935万4,000円を追加し、収入6億6,475万1,000円。

支出6億232万5,000円とするものです。

2ページをご覧ください。第3条資本的収入及び支出の補正では、収入に1,428万1,000円、支出に1,600万円を追加し、収入1億4,018万5,000円、支出

3億5,462万円とするものです。

なお、第4条から第6条につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。

収益的支出の主なものについてご説明いたします。5ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費に693万円を計上しています。

これは、ウォーターPPP導入検討調査委託料として、次年度に予定しておりましたが、基礎調査と同時に実施できることとなったため、今回追加するものです。

次に、2目、処理場費に183万1,000円を計上しています。

これは、流域下水道維持管理負担金として、前年度の実績水量が計画水量を上回ったため、増加分に係る負担額を計上しております。

また、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費に41万1,000円を計上しています。

これは、本年度の支払い利息が確定したため、不足分を計上するものです。

次に、収益的収入についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金に395万4,000円を計上しています。これは、一般会計からの繰入金となります。

また、3目、国庫補助金の540万円は、ウォーターPPP導入検討調査業務委託料に伴う、国からの交付金として計上しております。

次に、資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。6ページの下段の表をご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費に1,600万円を計上しています。これは、流域下水道への編入に伴い、宮原浄化センターの場内配管等の設計業務委託料となります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。上段の表をご覧ください。

1款、資本的収入、1項、企業債、1目、建設改良費に800万円、4項、補助金、1目、国庫補助金に628万1,000円を計上しています。これは、宮原浄化センターの場内配管と設計業務委託料の実施に伴う下水道債の借入れと国からの交付金となります。

これで、議案38号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 認定第1号、令和5年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

内容につきましては、合同委員会にて説明いたしますので、ご了承願います。

これで、認定第1号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 認定第2号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますのでご承認願います。

以上で、認定第2号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 認定第3号、令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承願います。

以上で、認定第3号、令和5年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 認定第4号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご承認願います。

以上で、認定第4号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第39号、令和5年度下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定による議会の議決と同法第30条第4項の規定により、令和5年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以下内容は、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承ください。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。

提案理由としまして、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるものです。

2ページの改正内容について、対照表をご確認ください。熊本県後期高齢者医療広域連合が処理する事務のうち、構成市町村において行う事務を別表第2に規定してございます。

マイナ保険証への移行に伴いまして、被保険者証の引渡し事務がなくなることから、被保険者証及び資格証明書の規定を、資格確認書等に改正しております。この条例は、12月2日から施行するものです。これで、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第3号について、ご説明をいたします。

次の者を、氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町吉本58番地、氏名、豊木原素峰、生年月日、昭和34年4月30日生まれでございます。

同氏は平成20年11月から教育委員会委員の職務に精励を頂いており、現在4期目でございます。教育に対する熱意が強く、温厚で誠実な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力を頂いております。今後も、教育委員としての活躍が期待できますので、再任いたしたく同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 次に、決算の認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますが、審査意見書の説明が20分ぐらいかかりますから、11時20分まで暫時休憩します。

-----○-----
午前11時12分
午前11時20分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算の認定について監査委員から、審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） それでは、令和5年度の決算審査を実施しましたので報告いたします。

なお、今回より下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行されておりますので、別々の審査報告となります。

それではまず、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見書をお開きください。審査意見書は、先ほど説明がありました、日程第17の認定第4号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の次に掲載されております。

28ページをお開きください。審査の結果及び意見としまして、令和6年7月2日付けで町長より審査に付されました、令和5年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、7月22日から8月2日までのうち7日間、審査を実施いたしました。

その結果及び意見を申し上げます。各会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、各課より提出された主要な施策の成果に関する調書ほか、関係書類をもとに、各担当課の事業内容及び事務処理等について聴取しながら、審査を実施いたしました。提出された決算書書類は、いずれも

地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めました。

続きまして、予算の執行について意見を申します。なお、金額については、1,000円未満の端数は切捨てて説明させていただきます。

2ページをお開きください。第1表に記載しているとおり、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は、歳入が135億9,202万2,000円、歳出が125億3,240万8,000円であります。

歳入の収入率は第2表のとおり、合計で調定額に対して99.7パーセントであり、歳出の執行率は、3ページの第3表のとおり、合計で予算現額に対して96.4パーセントで、翌年度への繰越額1億2,016万5,000円を差し引いた執行率は97.3パーセントとなっています。

同じ第3表の歳出の会計ごとの執行率は、一般会計が96.2パーセントで翌年度の繰越額を差し引いた執行率は97.5パーセントであり、国民健康保険特別会計98.5パーセント、後期高齢者医療特別会計99.0パーセント、介護保険特別会計94.9パーセントとなっています。

最終ページの28ページに戻っていただきまして、予算の流用につきましては、一般会計で目間流用が1件、節間流用が5件発生していて、予算の計上漏れが原因と思われます。

今後は、予算計上に当たっては、よく精査し、計上漏れがないよう留意をお願いしたいと思います。なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、財政運営について報告いたします。

各会計の実質収支については、4ページ以降の各会計の実質収支の状況の表に記載しているとおりであります。

11ページをお開きください。第14表の財政指数に記載のとおり、一般会計の実質収支比率は、一般的には3パーセント台から5パーセント台が望ましいと言われていますが、令和5年度は9.0パーセントとなり、令和4年度の11.8パーセントから2.8パーセント減少しています。

総務省が発表しています令和6年版地方財政白書の令和4年度決算における全国市町村の平均5.8パーセントを上回っている状況であります。

次に、財政構造の弾力性の指標である、経常収支比率は、同じ第14表に記載のとおり、令和5年度は99.9パーセントで、令和4年度の99.5パーセントより0.4パーセント増と増加傾向にあり、財政の硬直化が進んでいるものと思われます。参考までに、総務省が発表しています、令和6年版地方財政白書の令和4年度決算においては、全国の市町村で、100パーセント以上が0.5パーセントとなっています。

なお、市町村の全国平均は92.2パーセントとなっています。財政力指数は、令和5年度0.28パーセントで、令和4年度と同率となっています。

ページが少し戻りますが、3ページをご覧ください。

各会計の自主財源であります町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の不納欠損額及び収入未済額を別表1と2で掲載しています。

別表1の不納欠損額については、令和4年度と比較して、後期高齢者医療保険料と介護保険料は減少していますが、町税及び国民健康保険税は増加しています。

また、別表2の収入未済額については、令和4年度と比較して介護保険料のほかは減少しています。

税の公平性と制度の安定的な運営のため、引き続き収納率の確保に努めていただきたいと思います。

次に25ページをご覧ください。令和5年度氷川町基金運用状況の審査報告をいたします。

審査の結果としまして、地方自治法第241条の規定に基づき設置された各基金が確実かつ効率的に運用されているかを審査したところ、計数的にも運用方法についても適正かつ正確であったことを報告いたします。

今後も、産業の振興、生産年齢人口の増加や定住化等に努め、課税客体の増加に努力されることを望み、将来にわたり安心安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査報告を終わります。

それでは次に、令和5年度下水道事業会計決算について審査報告をいたします。令和5年度氷川町下水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

意見書は、日程第18の議案第39号、下水道事業会計決算書の次に掲載しています。

令和5年度より下水道事業会計が、特別会計から公営企業会計に移行され、決算書及び決算審査意見書の様式が変更されています。金額及び水量等につきましては、一般会計等の審査報告と同じく1,000円未満の端数は切捨てて説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。去る7月22日から8月2日まで上田監査委員と私とで審査を実施しました。

審査に当たっては、氷川町監査基準に準拠し、令和6年6月12日付で町長より審査に付されました、令和5年度氷川町下水道事業会計決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が関係法令に準拠して作成され、その係数が正確であるか、かつ経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを着眼点として、関係帳票類及び証憑書類の照合及び関係課等からの聞き取り調査を行い、検証いたしました。

さらに係数の分析を行い、地方公営企業法第3条の経営の基本原則にある、企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進に向け、効率的に事業運営されているかを主眼に考察いたしました。

審査の結果としまして、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳票類と係数も一致し、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、令和5年4月1日に地方公営企業法の規定を一部適用したことに伴い、下水道事業が地方自治法の特別会計から地方公営企業法の公営企業会計に移行したことにより、令和4年度までの係数と単純な比較はできないことから、業務実績等を除き、原則として前年度との数値の比較は行わないことにしました。

次に2ページをお開きください。審査の意見としまして、氷川町の下水道事業は、宮原処理区が合併前の宮原町において、昭和55年に供用開始し、積極的な整備を実施された結果、下水道水洗化率が98.9パーセントに達しており、竜北処理区においても平成14年に供用開始し、平成29年度には、下水道の整備をほぼ終了された結果、竜北処理区の水洗化率は66.6パーセントに達しています。

なお、氷川町全体での水洗化率は80.1パーセントとなっています。事業としては、施設整備から維持管理へと転換していて、宮原処理区の施設では、供用開始から43年が経過し、環境等の老朽化が進み、腐食等による不明水の流入が見られ、今後、老朽化対策が大きな課題となってくると考えられます。

また、宮原浄化センターの老朽化対策として、広域化・共同化の観点から、八代北部流域浄化センターへの編入ができるよう準備が進められています。

さらに、下水道事業取り巻く状況は、人口減少等により、下水道使用料の増収は見込めないことと、下水道施設の老朽化への対応等、下水道経営は厳しい状況にあると考えられます。

また、審査の概要では、3ページの表第1で、施設及び業務の概況について前年度と比較して掲載しています。接続人口が減少しているにも関わらず、接続率が増加しているのは、処理区域内人口がより減少したためであります。

また、汚水処理量は117万9,000立方メートルで、前年度に比べ2,000立方メートル増加、有収水量は101万立方メートルで、前年度に比べ3万4,000立方メートル増加し、有収率は前年度に比べ2.7ポイント増加し、85.7パーセントとなっています。

同じく、3ページの予算の執行状況につきましては、表題に収益的収入及び収益的支出を掲載しています。収入は、予算現額に対して決算額は1,302万6,000円収入増となり、支出では、予算現額に対して繰越額の2,500万円を引いた決算額の不用額は、1,738万9,000円となっています。

次のページ、4ページの表第3では、資本的収入及び資本的支出を掲載しています。収入は、予算現額に対して決算額は、82万4,000円の収入増となり、支出は、予算現額に対して決算額の不用額は121万6,000円となっています。

次に、同じ4ページの中ほどの(3)特例的収入及び支出については、令和5年4月1日からの地方公営企業法の適用により、法適用日の令和5年4月1日以前の、会計年度において発生した債権及び債務は、適用日の属する事業年度つまり令和5年度において整理することとされている収入及び支出であり、令和6年度以降は発生しません。

次に、同じ4ページの下段の経営成績については、5ページの表第4と6ページの表第5に、収益と費用について、前年度以前との対比表を掲載していますが、今回は前年度までの数値の表示はありません。

また、6ページの経営分析については、7ページの表第6の経営分析で各項目の状況を示しています。こちらも前年度までの数値の表示はありません。項目aの有収率については85.7パーセントとなっています。この有収率は、処理した汚水量のうち、使用料の対象となる有収水量の割合であり、有収率が高いほど効率的で不明水が少ないこと

となります。

また、項目 b の管渠老朽化率は、宮原処理区が供用開始から 43 年経過していますが、法定耐用年数の 50 年に達していないことから 0 パーセントとなっています。下から 2 項目めの i の経費回収率については、80.2 パーセントで、100 パーセント未満の場合は、汚水処理にかかる経費が使用料以外の収入で賄われていることとなるため、下水道への接続率向上による使用料の増加や費用の節約により、一般会計からの繰入額を少しでも抑える必要があると思われます。

次に 9 ページをお開きください。表第 7 の令和 5 年度貸借対照表で財政状況を掲載しています。令和 5 年 4 月の開始時と令和 5 年度末と比較しています。内容については説明を省略いたします。

次に 11 ページをお開きください。表第 8 で財務比率を掲載しています。固定比率及びその下の固定資産対長期資本比率がともに、100 パーセントを超えています。

こちらは、下の指標の説明の表にありますように、100 パーセント以下が望ましいとされています。また、流動比率及び当座比率はともに 100 パーセントを大きく下回っていて、良好な経営とは言えないことから、今後改善の必要があると思われます。

次に 12 ページをお開きください。表第 9 の未収金につきましては、5 年度末において現年度分と過年度分の合計で 1,408 件、516 万 3,000 円となっていますが、参考として表の 1 番右側の 7 月 31 日現在では 359 件、179 万円となっています。

その下の表、第 10 は使用料及び受益者負担金の不納欠損処分で、5 年経過し消滅時効となった金額を掲載しています。

以上で、令和 5 年度の下水道事業会計決算についての審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） これから、質疑を行います。承認第 6 号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 33 号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 34 号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 35 号について、質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2 番（西尾正剛君） 少し関連した上での質問でよろしいでしょうか。

先ほどの担当課長の説明によると、この 12 月 2 日からこの被保険者証が交付されないということでの条例改正というご説明でした。

多くの氷川町の国民健康保険証の保険者の人たちが、この 12 月 2 日からこの制度に変わる、つまり、氷川町の場合は、8 月 1 日から交付されるっていうのがなくなるっていうので、これが十分周知されているかどうかっていうのが、これから先の話ですから周知されていくものだと思いますけれども、ここのほうを、十分周知されるようお願い

いをしたいというのが一つです。

それに関連して、マスコミ報道によると、この法律、マイナ保険証の取得率、マイナ保険証がこの氷川町と、国全体でどのくらいぐらいが取得されているか、この辺をちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） ただいま、西尾議員のほうからお話ありました、周知の部分に関しましては、今後10月、11月に向けまして、切り替わるということで、広報紙やホームページなどを使いまして、周知を図っていききたいというふうに考えております。

基本的にマイナ保険証に切り替わることで、マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、資格確認証というのをお送りする形になります。

現在、国民健康保険で言いますと、7月に健康保険証をお配りしておりますけれども、それについては、来年の7月末までの有効期限の間は保険証が使えるということになっておりますので、そういったこともあわせて周知を図っていききたいと考えているところです。

それと、マイナンバーカードの氷川町における交付の状況なのですが、これは8月25日現在が1番新しいデータになるんですけれども、9,058人の方に交付が進んでいるということで、8月1日現在の人口で考えますと約83.9パーセントの方が、マイナンバーカードを保有されているという状況になります。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 報道では、マイナンバーカードの普及というのが、7割強というようなのが報道されていたので、氷川町としてはこの83パーセントというお話でしたので、全国と比べたら高いということで、このマイナンバーカードが普及されているということですね。

この条例案が来ましてすぐ、ちょっといろいろネットで調べましたところ、医療機関というのがこのカードリーダーがもう去年から設置義務になっているみたいですね。

それで、私の場合がマイナンバーカードを窓口にあるカードリーダーには載せたならば、いわゆる紐づけがされているかどうかというので確認したところ、ちゃんと紐づけがされていました。

されてない人もいますよね。ちょっとその違いというのを、説明してもらえませんか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） マイナンバーカードにつきましては、マイナ保険証として使うためには、それぞれの個人で、紐づけということをする必要がございます。

これは、昨年のことになりますけれども、昨年の9月末でマイナポイントという事業がございまして、その中で、2万円のポイント付与というのを受けられている方については、マイナ保険証との紐づけが条件になっておりましたので、2万円のポイント付与を受けられている方はもう既に、マイナ保険証との紐づけが完了しているということでご認識頂ければと思います。

そういったことをされてない方、マイナ保険証との紐づけをされたということをしていらっしゃる方につきましては、それぞれの医療機関、薬局などでも、顔認証付きのカードリーダーが設置してあるところでは、その窓口で、そのカードリーダーを使って、紐づけができますので、そういったのをご活用頂く、もしくはセブンイレブンにありますセブン銀行のATM、これでも紐づけができます。

それ以外には、スマートフォンを使ったマイナポータルでの紐づけ、あとは役場の町民課や地域振興局の窓口でも紐づけのサポートしておりますので、そういったところをご活用頂ければと思います。

ただ、紐づけする際に、医療機関や薬局でありましたならば、暗証番号がなくても顔認証でできるんですけども、それ以外のところでは4桁の暗証番号というのが必要になりますので、その辺を、紐づけされる際にはもう一度ご確認していただいた上で、手続をとっていただければと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 総裁選の街頭演説の中で、このマイナ保険証の話とかいろいろ出てますんで、それがタイミングよく、この議案書が出たもんですからいろいろとネットで調べたところ、今日熊日新聞の記者もおいでですけども、この9月7日付けの保険証廃止について、これが出ていたんですが、この中で治療に活用した場合に診療料金が加算される仕組みが医療保険には導入されていると。その反面、患者が窓口で支払う負担は増えたって出ているんですよ。

この新聞が出る前に、ネットで調べたところ、この前マイナ保険証を使った人は何円か負担しないといかんと出ているんですけども、それはもうなくなったというのが、ネットに出ているんですけどもね。ですから、この熊日新聞の記事によると、患者が窓口で支払う負担は増えたってなっていますが、多分これはなくなったと思うんですけども、こういったことだったら普及はできないですもんね。その辺は確認できていますか。患者が窓口で負担するっていうのが、以前、去年ぐらいいは何円かあったという話で、ネットに出ているんですけども確認できますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） ちょっと細かい資料が手元にはないので、あれなんですけどマイナ保険証を活用することで、活用されない方よりも有利に保険料と申しますか、その部分で診療を受けられるということでは認識しております。

マイナ保険証を活用することで、診療のポイントと申しますか、計算する際の点数が軽減されているということでは伺っております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） ちょっと改めてその辺お伺いしたいと思います。最後をお願いしたいんですが、お薬手帳というのを同時に出しているじゃないですか。これは前の保健所の中には、そのデータは、お薬手帳は入っているんですか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） マイナンバー保険証を使うことで、そういった今まではお薬手帳というのを出していたんですが、その辺のデータが共有されますので、提出する

必要はないということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） 次に、議案第36号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第40号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時52分